

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市有校舎等使用料条例（昭和23年条例第30号）第3条の2	使用料の減免	教育委員会 総務課

1 審査基準は、次のとおりとする。

次のいずれかに該当する場合は、使用料を免除する。

- （1）国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用するとき。
- （2）市の指導監督を受け市の事務、事業を補佐し、又は代行する者が当該事務、事業の用に供するために使用するとき。
- （3）その他市長が特に必要があると認めたとき。

2 標準処理期間は、14日とする。

備考 条例に規定されている条文を閲覧したい方は、申し出てください。